

平成 29 年度 小規模企業共済制度

全国加入促進強調月間実施要綱

独立行政法人中小企業基盤整備機構
共済事業推進部

1. 趣旨

当機構では、「小規模事業者の廃業あるいは退任後の生活の安定、事業承継、事業再建のための資金をあらかじめ準備しておく制度」として、50年にわたりセーフティ機能を果たしている「小規模企業共済制度」を運営しております。「現役引退後の生活資金について不安がある。何か良い制度はないか」「年金を受け取る前に廃業(個人事業の廃止や会社解散等)したときに備えて資金を確保しておきたい」など、小規模企業経営者の悩みに対応する制度です。

また、掛金を毎月払込み、将来事業をやめられたときなどに共済金を受け取ることができる制度のため、一日も早い加入を勧めております。

このたび、下記実施期間を「全国加入促進強調月間」と位置づけ、平成 29 年度は新規加入の促進を重要な柱として、制度の普及を積極的に取り組んで参ります。

2. 実施期間

自 平成 29 年 10 月 1 日
至 平成 29 年 11 月 30 日

3. 協力を依頼する機関・団体

(1) 行政機関

中小企業庁、各経済産業局、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、国税庁、内閣府沖縄総合事務局、都道府県、市町村（順不同）

(2) 関係機関

全国知事会、(一財)企業共済協会、(独)勤労者退職金共済機構（順不同）

(3) 金融機関

(一社)全国銀行協会、(一社)信託協会、(一社)全国地方銀行協会、(一社)第二地方銀行協会、(一社)全国信用金庫協会、(一社)全国信用組合中央協会、(一社)全国信用保証協会連合会、都道府県等信用保証協会、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、農林中央金庫、都道府県信用農業協同組合連合会、上記以外の業務委託金融機関の本支店（順不同）

(4) 団体

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、(一社)全国青色申告会総連合、(公財)全国中小企業取引振興協会、全国商店街振興組合連合会、(公財)納税協会連合会、都道府県商工会議所連合会、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、都道府県中小企業支援センター、都道府県商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、青色申告会、(公社)納税協会、上記以外の業務委託団体（順不同）

4. 実施事項

(1) 当機構広報活動

- ①ポスターの掲示及び配布
- ②インターネット等のメディアによる広報
- ③広報資料(パンフレット)の窓口備え付け及び配布依頼
- ④関係機関・団体等の機関誌(紙)・広報誌(紙)への記事掲載依頼
- ⑤事業主等を対象とした各種会合での広報資料の配布

(2) 委託機関加入促進活動

- ①委託機関発行の定期刊行物への広告掲載
- ②委託機関ホームページに共済制度もしくは当機構の URL・バナーをリンク先として貼付
- ③委託機関ホームページの共済制度紹介文書の掲載及び内容確認（制度改正対応修正）
- ④経営者向け共済制度説明会の開催 など

【加入勧奨にあたってのご留意いただきたい事項】

1. 制度の特色についての周知

安心・確実・税制面でも有利な国の退職金制度です。

全国でおよそ 128 万人の経営者が契約中です(平成 28 年 3 月末現在)。次の特色をご周知ください。

(1) 掛金は全額所得控除

掛金は、その年に支払った全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、その年の課税対象所得から控除できるため節税効果があります。

(2) 加入対象の条件

①常時使用する従業員の数が 20 人(宿泊業・娯楽業を除くサービス業と商業(卸売・小売業)では 5 人以下)の個人事業主と会社の役員、個人事業主に属する共同経営者(個人事業主 1 人につき 2 人まで)です。

②加入時の年齢の上限はありません。

(3) 掛金

毎月の掛金は、1,000 円から 70,000 円までの 500 円単位で自由に設定できます。(増減可)

(4) 共済金受取時にもメリット

共済金は、一括受取りの場合には「退職所得扱い」、分割受取りの場合には「公的年金等の雑所得扱い」となるため、節税効果があります。

(5) 担保・保証人不要で貸付制度が利用可能

加入者は、納付した掛金合計額の範囲内で臨時に必要な事業資金等の貸付が受けられます。

(6) 特にご注意いただきたい点

①やめられる事由により、加入後 6 か月または 12 か月未満は掛け捨てとなります。

②掛金納付月数が、240 か月(20 年)未満で任意解約すると、解約手当金の額は掛金納付合計額を下回ります。

2. 共同経営者等への加入勧奨等

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主・共同経営者(個人事業主 1 人につき 2 人まで)、小規模事業を営む会社等役員(商業登記簿謄本に役員として登記されていること)が加入することができます。個人事業主だけが加入されて共同経営者が加入されていない場合や会社等役員が 1 名しか加入されていない場合等には、政策普及の観点から、これらの方々への加入勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

3. 様式の請求について

委託機関の方は、資料発送センターへ FAX していただくことで対応しております。

FAX 番号：042-590-7778

資料請求用紙の取得方法は、以下の方法がございます。

①中小機構ホームページからダウンロードする。

参考 URL：<http://www.smrj.go.jp/skyosai/partner/010777.html>

②「小規模企業共済業務に関する代理店(委託団体)の事務取扱要領」(平成 28 年 4 月版)

代理店：349 ページ 委託団体：313 ページ をコピーする。

資料請求用紙に必要事項・部数等を記載し、FAXにてお申し込みください。1 週間程度でお届けしております。

以上

平成 29 年度 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

全国加入促進強調月間実施要綱

独立行政法人中小企業基盤整備機構
共済事業推進部

1. 趣旨

当機構では、中小企業が取引先企業の万一の倒産に備えてあらかじめ掛金を払込み、売掛金債権等の額が回収困難になった場合に共済金を借入れできる制度、「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）」を運営しております。

中小企業の経営環境は現在も厳しい状況に変わりなく、連鎖倒産のリスクに備えるツールの一つとして加入を勧奨しています。

また、平成 25 年 3 月で終了した中小企業金融円滑化法を補完するセーフティネットの一つであり、また「新規の取引先が増えたが、その取引先の不測の事態による資金リスクに備えたい」という中小企業経営者の悩みに対応する制度であり、納付する掛金は損金(必要経費)算入が可能です。

このたび、下記実施期間を「全国加入促進強調月間」と位置づけ、さらなる加入を勧奨しています。平成 28 年度の「全国加入促進強調月間」は、新規加入の勧奨を重要な柱として積極的に取り組んで参ります。

2. 実施期間

自 平成 29 年 10 月 1 日
至 平成 29 年 11 月 30 日

3. 協力を依頼する機関・団体

(1) 行政機関

中小企業庁、各経済産業局、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、国税庁、内閣府沖縄総合事務局、都道府県、市町村（順不同）

(2) 関係機関

全国知事会、(一財)企業共済協会、(独)勤労者退職金共済機構（順不同）

(3) 金融機関

(一社)全国銀行協会、(一社)信託協会、(一社)全国地方銀行協会、(一社)第二地方銀行協会、(一社)全国信用金庫協会、(一社)全国信用組合中央協会、(一社)全国信用保証協会連合会、都道府県等信用保証協会、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、上記以外の業務委託金融機関の本支店（順不同）

(4) 団体

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、(一社)全国青色申告会総連合、(公財)全国中小企業取引振興協会、都道府県商工会議所連合会、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、都道府県中小企業支援センター、商工会議所、商工会、青色申告会、上記以外の業務委託団体（順不同）

4. 実施事項

(1) 当機構広報活動

- ①ポスターの掲示及び配布
- ②インターネット等のメディアによる広報
- ③広報資料(パンフレット)の窓口備え付け及び配布依頼
- ④関係機関・団体等の機関誌(紙)・広報誌(紙)への記事掲載依頼
- ⑤事業主等を対象とした各種会合での広報資料の配布

(2) 委託機関加入促進活動

- ①委託機関発行の定期刊行物への広告掲載
- ②委託機関ホームページに共済制度もしくは当機構の URL・バナーをリンク先として貼付
- ③委託機関ホームページの共済制度紹介文書の掲載及び内容確認（制度改正対応修正）
- ④経営者向け共済制度説明会の開催 など

『経営セーフティ共済』は「中小企業倒産防止共済制度」の愛称です。

【加入勸奨にあたってのご留意いただきたい事項】

1. 制度の特色についての周知

経営セーフティ共済は、取引先倒産に伴う連鎖倒産を防ぐためにつくられた国の共済制度です。全国でおよそ40万社が契約中です(平成28年3月末現在)。次の特色をご周知ください。

(1) 貸付金額

取引先が倒産した場合、掛金総額の10倍(最高8,000万円まで)に相当する額か、回収が困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額の範囲内の額で、無担保・無保証人で貸付けを受けられます。

(2) 掛金には税制上のメリット

掛金は、税法上、損金(法人の場合)・必要経費(個人の場合)に算入できるため節税効果があります。

(3) 加入対象の条件

①引き続き1年以上事業を継続して行っていること。

②以下の表の資本金等の額もしくは従業員数のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※その他の業種はパンフレットをご確認ください。

③法人税(法人の場合)・所得税(個人の場合)を滞納していないこと。

(4) 掛金

毎月の掛金は5千円から20万円までの5千円単位で自由に設定できます。(増減可)

掛金総額が掛金月額40倍に達した後は掛け止め可能。

(5) 解約手当金

解約はいつでも可能です。任意解約の場合、加入後1年以上経過した場合は掛金総額の80%以上が解約手当金として支払われます。さらに、加入後40か月以上経過した場合には、掛金総額の100%が支払われます。(解約手当金は、税法上、益金扱いとなります。)

(6) 特にご注意いただきたい点

①掛金納付月数が12か月未満の場合は、解約すると掛け捨てになります。

②「倒産」とは、(1)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始のいずれかの申し立てが成された場合、(2)手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合、(3)私的整理の一部、(4)災害による不渡り、(5)特定非常災害による支払不能、についてその通知・公表などがあった場合を指します。よって、取引先が「夜逃げ」等の場合、貸付は受けられません。

③共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する額が、払込んだ掛金総額から控除され、共済金の原資に充てられます。

④以下の場合には貸付を受けられません。

(1) 取引先事業者の倒産が、加入後6か月未満に生じたものであるとき。

(2) 加入から取引先事業者の倒産の日までに、6か月分の掛金を納付していないとき。

(3) 共済金の貸付請求が、取引先事業者の倒産日から6か月を経過した後になされたものであるとき。

2. 様式の請求について

委託機関の方は、資料発送センターへFAXしていただくことで対応しております。

FAX番号：042-590-7778

資料請求用紙の取得方法は、以下の方法がございます。

①中小機構ホームページからダウンロードする。

②「中小企業倒産防止共済業務に関する代理店(委託団体)の事務取扱要領」(平成23年10月版)

代理店：294ページ 委託団体：266ページ をコピーする。

資料請求用紙に必要事項・部数等を記載し、FAXにてお申し込みください。

以上